

平成 13 年 3 月 29 日

国際石油開発(株)(インペックス)  
東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 1 番 18 号  
代表取締役社長 松尾 邦彦

インドネシア・南ナトゥナ海よりマレーシアへの天然ガス供給について

インドネシア国営石油会社（プルタミナ）は、2001 年 3 月 28 日、マレーシア国営石油会社（ペトロナス）と、インドネシア共和国ジャカルタにて、同国南ナトゥナ海 B 鉱区内に位置するガス田群から生産される天然ガスをマレーシア向けに 20 年間にわたって、総量 1 兆 5,000 億立方フィートを供給する販売契約書に調印した。

プルタミナは、2002 年 8 月より、日量 1 億立方フィート、その後増量し、2007 年には日量 2 億 5,000 万立方フィートの天然ガスをパイプラインを通じマレーシア向けに販売することとなる。

本マレーシア向け天然ガス販売は、インドネシアにとってパイプラインを通じた海外向け天然ガス販売として、本年 1 月より供給が開始されたシンガポール向けに続く、2ヶ国目となる。

南ナトゥナ海 B 鉱区は、シンガポール向け販売にも総量 1 兆立方フィートの天然ガスを供給することになっており、今回のマレーシア向けとあわせて総量 2 兆 5,000 億立方フィートを同鉱区より供給することとなる。

ナトゥナ石油（株）[インドネシア石油（株）の 100%子会社] は、同鉱区に 35%の参加権益を有しており、同社はガス供給事業者として、シンガポール向け及びマレーシア向けの両販売契約に対して主要な役割を果たすことになる。

※) 補足説明

1.天然ガスは南ナトゥナ海 B 鉱区からマレーシア領内にあるペトロナス社が操業するデュヨンガス田のガス処理施設までパイプライン(長さ 96km)で供給され、その施設を経由してマレーシア半島の受入基地へ輸送される。

2.インドネシア石油（株）の100%子会社であるナトゥナ石油（株）は、南ナトゥナ海 B 鉱区(オペレーター：米国コノコ社 40%、ナトゥナ石油(株)35%、米国テキサコ社 25%)に権益を保有している。現在、同鉱区では、ベリダ油田、スンビラン油田から日量約 6 万バレルの原油を生産している。

3.同鉱区では、シンガポール向け及びマレーシア向けの両販売契約に充当する総量 2 兆 5,000 億立方フィートの天然ガスの供給とともに、既存の油・ガス田からの生産に加え、ベラナック油・ガス田並びにその周辺油・ガス田の開発・生産を予定している。なお、これら新規のベラナック油・ガス田の開発に伴い、1 億 7,000 万バレルの原油／コンデンセート並びに 1 億バレルの LPG の生産が見込まれている。

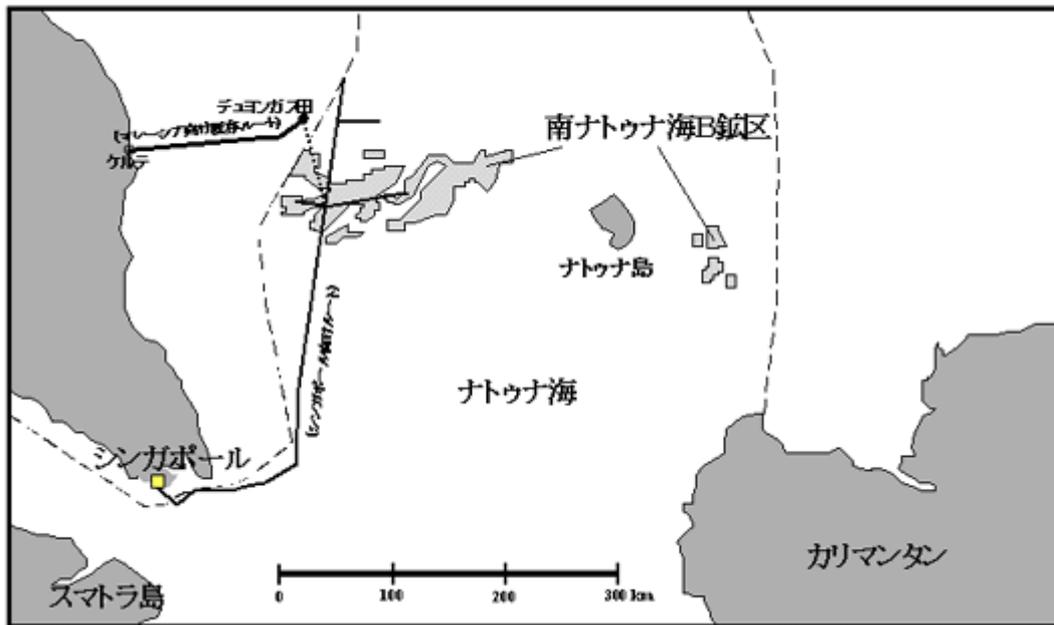
4.プルタミナは、1999 年、同国南ナトゥナ海の隣接する 3 鉱区内に存在するガス田群から生産される天然ガスを供給源とし、2001 年より 22 年間に亘り日量 3 億 2,500 万立方フィート、総量 2 兆 5,000 億立方フィートをシンガポールの電力及び化学工場向けに販売するガス販売契約を締結し、本年 1 月よりガス販売を開始した。

3 鉱区の内主要な供給源である南ナトゥナ海 B 鉱区のナトゥナ石油(株)は、シンガポールへ販売する天然ガス総量の約 15%(南ナトゥナ海 B 鉱区全体の供給割合 43.1%×ナトゥナ石油(株)の同鉱区における参加権益比率 35%)をプルタミナへ供給することになっている。

5.アセアン諸国間の天然ガスパイプライン網は、1991 年マレーシアからシンガポールへのパイプラインによるガス販売とともに始まり、次にインドネシアとシンガポール間で 1999 年 1 月並びに 2001 年 2 月に締結されたシンガポール向けガス販売によりその範囲を拡大してきている。

今回の天然ガス販売は、インドネシアからマレーシアへのパイプラインによる最初のガス販売であり、“アセアンパイプライン網”の実現に向けたさらなる一歩を踏み出したこととなる。

6.今回のマレーシアへの天然ガスの供給については、1999 年 7 月に両国の国営石油会社であるプルタミナとペトロナスにより調印された“戦略的提携並びに共同事業機会の創設に関する覚書”に基づく成果として位置づけられている。



..... ブロック線からデュゴンガス田までのルート